

中国・北洋政府時期における企業活動と「公司条例」

浜口 允子*¹⁾

Company Activities and “Regulations Applying to Incorporated Firms” under the Beiyang Government in China

Nobuko HAMAGUCHI

ABSTRACT

In the history of modern China, the Beiyang government period marked a time when many enterprises were founded, particularly by private capital. We can get a sense of the total picture by examining records related to the official registration of such firms. The first objective of this essay is to use the registration records to outline the pattern of the founding of new firms, looking at management forms, scale of capital, geographical location and type of operation.

When we look at the overall pattern of enterprise operations, however, we notice that the number of new firms founded reached a peak in 1922-23, and that from that time on the scale of newly founded firms also tended to become smaller. The development of new firms did not follow a smooth course of growth. The second objective of this essay is to examine the reasons for this pattern. In doing so, I will use the legal regulations which created the framework within which enterprises operated, as a way of approaching the firms and their management problems. The discussion will be illustrated with examples from the experience of actual firms.

This approach should allow us to clarify some of the special characteristics of enterprise activities during the period of the Beiyang government.

はじめに：

北洋政府時期は、近代中国において特に民間資本による企業の設立が活発に行われた時であった。その実相は、本稿に掲げる諸表によって明らかであろう¹⁾。これらの表からは、

*¹⁾ 放送大学教授 (人間の探究)

この期間に設立された企業が1500近いものであること²⁾、業種が各方面に広がっていること、株式会社の形態をとる企業が多いこと、資本規模が多様であること、先進地域と後進地域の差が大きいこと等さまざまな状況を見て取ることができる。

さて、このような企業形成の全国的状況が知り得る理由は、1914年に袁世凱政権のもとで、農商総長張謇によって実業振興を目的に「公司条例」が制定され、その注冊規則によって、その時点までに既に設立されている企業および今後設立される企業は、全て登記されなければならないこと、登記されてはじめてその効力が発せられることが定められたからであった³⁾。このため、本稿が考察の対象とする北洋政府時期においては、1914年9月から1927年11月までの分については同条例及び同規則によって、また、それ以前の1912年から14年までの分については、光緒29年の「公司律」および光緒30年の「公司注冊章程」、またこれを引きついで「暫行注冊章程」によって、総数にして1500近い企業が登記され、その全てが各時期の『政府公報』等に「農商部布告」として公表されたのであった⁴⁾。ここには、それぞれの企業の会社名(商号)、職種(営業)、形態(種類)、資本規模(資本、股本)、発起人又は経営者(股東、董事、監察人)、場所(本支店所在地)、設立年月日、登記年月日(注冊年月日)、登記理由(注冊事由)、登記番号(注冊番号)などが明らかにされている。たしかに、それらのなかには、年によって記載が不十分であったり、数字が欠落して不明であったりする部分があり、全てが十全な資料であるとは言い難い⁵⁾。またこの時代の政治状況からみても北京政府によって把握が可能であった地域には、年によって相異なる限界があった。また、軍閥戦争等の政治的混乱の影響も大きかった。さらには登記されなかった会社が少なからずあったことも充分推測される。従って、ここに示されている数字が、全体を漏れなく表わしていると考えすることはできない。しかしながら、これらが少なくとも登記という法制的な強制力によって得られたものであったということは、この時期の企業活動についてみると、他の方法では得られない広汎かつ包括的な状況を示すものであるということではできよう。そこで本稿では、この登記資料を中心とし、さらに同資料を使った沈家五氏の労作「北洋時期工商企業統計表」をあわせ利用しながら、北洋政府時期の企業活動についてその全体像を明らかにすることとしたい⁶⁾。またその際には、「公司条例」自体を分析し、そこに見られる問題点を抽出することから、当時の企業活動全体を見渡す視点を定め、それをもって再度実際の公司について検討し、この時期の企業のあり方の特質を考えることとしたい。

I. 北洋政府時期企業の全般的傾向

第1表から第4表までは、先に述べた登記資料をもとに、この時期の企業の形態別、規模別、地域別、業種別等の数値をまとめたものである⁷⁾。では、これらの表からは、北洋時期の企業についてどのような特徴が指摘できるであろうか。幾つかの点から各表の語るところを読み取ってみよう。

第一は、企業設立数についてである。第1表から明らかなように、その数は民国にはいつて、特に第一次世界大戦の始まる1914年から順調な伸びをみせ、1920年、21年にピークを迎えている。これは大戦の勃発によって、対外貿易におけるそれまでの膨大な入超が急

第1表 北洋政府時期に設立された形態別企業数

	株式会社	合名会社	合資会社	株式 合資会社	計
清朝時期	56	10	9	6	81
民1 (1912)	30	0	2	6	38
2 (1913)	43	2	8	3	56
3 (1914)	63	12	5	1	81
4 (1915)	65	19	6	1	91
5 (1916)	47	13	4	0	64
6 (1917)	62	15	2	2	81
7 (1918)	59	16	5	1	81
8 (1919)	91	24	6	1	122
9 (1920)	97	30	2	0	129
10 (1921)	118+19	14+6	4	1	137+25
11 (1922)	86	9	1	1	97
12 (1923)	41	7	1	0	49
13 (1924)	+79	+6	1+2	0	1+87
14 (1925)	7+63	2+6	+1	0	9+70
15 (1926)	14+105	1+16	+2	+2	15+125
16 (1927)	10+15	7+5	0	1	18+20
計	1170	220	61	26	1477

注：+印以下は、設立年が不明のため登記年でいれたもの

第2表 各年に設立或は改定或は増資した規模別企業数

	1000 (元未満)	1000-5000	5000-1万	1万-10万	10万-20万	20万-50万	50万-100万	100万-200万	200万-500万	500万-1千万	1千万-1500万	1500万以上
清朝時期			9	3 9	2 1	1 6	7	1 3	7	4		
民 1 (1912)		2	3	2 1	3	8	1	5	1			
2 (1913)	1	1	4	3 3	1 2	1 0	2	3	1			
3 (1914)	2	6	6	4 4	1 3	1 3	1	7	3	1		
4 (1915)	1	1 0	6	4 7	1 7	1 4	3	5	4	2	1	
5 (1916)		5	4	2 2	9	1 4	4	7	3	1	1	
6 (1917)		3	6	3 5	2 0	1 2	4	2	1			
7 (1918)		4	1 1	2 6	1 3	2 3	8	6	3	1	1	1
8 (1919)		4	9	5 1	1 4	1 5	1 4	8	1 1	4		
9 (1920)	1	4	1 3	3 8	1 6	2 0	1 9	1 6	9	3	1	1
10 (1921)		2	8	4 4	1 6	2 2	1 8	1 8	9	3	1	
11 (1922)		3	5	3 8	1 9	1 7	7	7	2	2		
12 (1923)		2	2	1 5	1 2	8	6	2	2			
13 (1924)			5	2 0	1 2	4	6	4	3			
14 (1925)			3	2 5	1 3	1 7	6	2	2			
15 (1926)		1	6	4 0	1 5	1 4	6	5	1			1
16 (1927)		1	2	1 6	1 0	3	2		2	1		

第3表 北洋政府時期に設立された業種別・規模別企業数

	資本金 10万元 未 満	10万～ 99万元	100万 元以上		10万元 未 満	10万～ 99万元	100万 元以上
紡織工業(綿)	14	38	42	農・林・牧・漁業	60	21	8
(毛・絹等)	13	6	3	水利	6	2	0
石炭工業	24	42	17	製粉	17	73	9
化学工業	69	29	10	食品加工・製造	37	26	1
機械・製造業	18	12	2	製塩	4	10	4
木材・建築	13	11	4	煙草	8	5	5
金融・保険	9	63	55	商業・交易	17	19	9
電灯・電話	114	55	6	興業・旅行業	4	6	0
交通・運輸	49	44	12	文化(印刷・出版)	24	8	3
マ ッ チ	31	32	1	繊維加工	43	16	1
医薬	21	10	1	日用品加工	28	3	0
水道	4	1	3	質業	1	2	0
家屋・倉庫・土地	3	15	2	合計	631	549	198

第4表 北洋政府時期における各年の地域別、規模別企業数

	清朝期	民国1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	規模別計
黒龍江			1. 1. 0	0. 2. 0	1. 0. 0	1. 1. 0	0. 4. 0		1. 2. 1	0. 2. 0	1. 0. 0			5. 12. 1
吉 林	1. 2. 0	1. 1. 0	1. 3. 0	6. 3. 0	2. 2. 0	2. 2. 2	1. 7. 0	0. 3. 0	1. 2. 3	1. 0. 0	0. 3. 2	0. 1. 3	1. 0. 0	17. 29. 10
奉 天	1. 2. 0	2. 0. 0	3. 0. 0	1. 1. 0	2. 0. 1		0. 1. 0		0. 1. 0	1. 1. 0	1. 0. 0	1. 0. 0	0. 2. 0	12. 8. 1
熱 河								1. 0. 0			1. 0. 0			2. 0. 0
察哈爾	0. 2. 0		1. 0. 0		0. 2. 0			0. 1. 0			0. 1. 0			1. 6. 0
京 兆					1. 0. 0	0. 1. 0	1. 1. 0	0. 0. 1	1. 3. 0			1. 0. 0		4. 5. 1
直 隸	2. 0. 0	0. 0. 1		2. 3. 0		0. 1. 0	1. 0. 0	0. 2. 0	1. 4. 0	1. 1. 0	2. 1. 0	0. 1. 1	1. 0. 0	10. 13. 2
北 京	2. 2. 3	1. 0. 1	3. 2. 1	1. 1. 1	3. 0. 1	1. 0. 0	2. 0. 0	1. 5. 3	2. 6. 5	3. 5. 8	2. 6. 4	5. 4. 0	1. 1. 1	27. 32. 28
天 津	0. 5. 1	1. 2. 0		0. 2. 1	6. 4. 5	2. 2. 4	0. 3. 1		1. 5. 4	4. 5. 5	4. 6. 3	3. 6. 3	0. 5. 0	21. 45. 27
山 西	0. 0. 1		0. 3. 0	1. 0. 0	5. 2. 0	4. 0. 0	1. 0. 0	1. 1. 0	3. 0. 0	1. 1. 0	1. 1. 0	2. 1. 0	1. 1. 0	20. 10. 1
陝 西					1. 0. 0		1. 0. 0							2. 0. 0
山 東	0. 2. 1	3. 0. 0	6. 2. 0	1. 2. 0	4. 6. 0	2. 3. 1	3. 3. 0	3. 4. 0	2. 2. 1	3. 5. 1	4. 8. 1	3. 5. 0	1. 4. 1	35. 46. 6
甘 肅				1. 0. 0	1. 0. 0				2. 0. 0	1. 1. 0		0. 1. 0		5. 2. 0
河 南	1. 1. 0		4. 0. 0	2. 0. 0		1. 0. 0		0. 2. 0	2. 3. 1	0. 1. 0	1. 1. 0	2. 1. 0		13. 9. 1
江 蘇	2. 1. 0	3. 0. 0	2. 5. 0	9. 2. 0	7. 5. 0	5. 2. 1	9. 3. 0	12. 2. 0	14. 4. 1	10. 18. 1	11. 6. 2	8. 5. 1	3. 4. 1	95. 57. 7
上 海	9. 9. 10	2. 5. 2	5. 1. 3	3. 3. 5	5. 6. 3	6. 8. 2	5. 4. 2	6. 15. 7	11. 7. 6	9. 8. 7	10. 13. 13	9. 11. 1	6. 5. 1	86. 95. 62
安 徽	4. 1. 0		1. 0. 0			0. 1. 0	1. 0. 0	0. 1. 0	4. 0. 0	1. 3. 0	0. 1. 0			11. 7. 0
湖 北	6. 0. 3	0. 2. 0	5. 0. 1	1. 1. 0	2. 1. 2	11. 0. 1	2. 2. 0	1. 2. 0	4. 1. 0	5. 3. 1	2. 0. 2	2. 2. 2	0. 1. 0	41. 15. 12
四 川	2. 5. 0	3. 0. 0	6. 2. 0	5. 0. 1	2. 0. 0		0. 2. 0		0. 0. 1			0. 1. 0		18. 10. 2
湖 南	0. 2. 1		0. 1. 0	2. 0. 0	4. 2. 0	1. 0. 0	3. 0. 0		2. 0. 0					12. 5. 1
江 西				2. 0. 0		2. 1. 0	2. 1. 0	3. 0. 0	1. 1. 0	4. 1. 2	2. 3. 1	0. 1. 0	3. 1. 0	19. 9. 3
浙 江	7. 7. 2	6. 1. 0		10. 5. 0	8. 1. 0	2. 0. 0	4. 2. 0	8. 3. 0	8. 3. 0	10. 0. 0	4. 6. 1	8. 12. 0	2. 1. 0	77. 41. 3
福 建	1. 1. 1	0. 1. 0	4. 1. 0	4. 0. 0	6. 1. 0	1. 2. 0	5. 2. 0	1. 1. 0	3. 0. 1	2. 1. 0	3. 2. 1	2. 0. 0	1. 0. 0	33. 12. 3
貴 州	1. 0. 0	1. 0. 0					1. 0. 0							3. 0. 0
広 東	6. 2. 0	3. 0. 0	1. 4. 0	4. 2. 0	1. 1. 0		2. 0. 0							17. 9. 0
その他	0. 0. 2			0. 2. 0	1. 0. 0									1. 2. 2
計	45. 44. 25	26. 12. 4	43. 25. 5	55. 29. 8	62. 33. 12	41. 24. 11	44. 35. 3	37. 42. 11	63. 44. 24	56. 56. 25	49. 58. 30	46. 52. 11	20. 25. 4	587. 479. 173

注：枠内の各数字は、前から、資本金が10万元未満の企業数、10万～99万元の企業数、100 万元以上の企業数を示す。
空欄は0. 0. 0 を示す。資本金が不明の企業は加えていない。

速に縮小されたことと関係があり、こうした経済環境が、すでに進行していた国内市場の拡大と相まって民間企業の活発な設立を促したものであろう。こうした傾向は、従来から常に指摘されてきたところであるが、当表にみられる企業設立数の状況もまた、ほぼ同様のことを物語っている。またこれを、第2表の規模別推移と併せみるならば、初期は資本金10万元以下の小規模な企業が多かったが、18年頃からは10万から100万元までの中規模企業の割合が増え、更に同時期から21年までの間になると100万元をこえる大型企業の割合が増加傾向をみせたことがわかる。つまり、この時期（1914-21）は設立数が増えたにとどまらず、その規模も拡大傾向にあったといえるのである（なお記載された資本金が実態をそのまま表すものでないことについては後述）。しかしながら、この時期をすぎると、その後は設立数の上では、ほぼ21年の水準からそれほど後退しないものの、規模の点ではむしろ中規模、小規模企業の割合が増え、既設のもので増資されたケースを除くと、大規模企業の設立は目だって減少する傾向が示されている。1920年代の経済発展をどう考えるかということは、一つの重要な論点であるだけに、企業の設立について見られるこの傾向は注目すべきものであると思われる。

第二は企業の種類についてである。登記資料をみる限り、この時期には設立企業の業種もきわめて多様となり、中国における近代工業の全体的な発展が明らかなものとなっている。また、その規模別企業数についてみるならば、軽工業が中心であることを免れないものの、同時に石炭工業が年をおって強化され、また第一次世界大戦を経過する中では、工業発展の基盤をなす交通運輸関係企業がみるべき増加をみせ、重工業部門にも発展のあることを示している。加えてもう一点、注目に値するものは、金融保険業の増加であり、登記された個別の企業をみても、資本金100万元以上のものが4割を超えるなど、他業種に比べて圧倒的に規模が大きいことを示している。更に第3表によって規模の点から業種別の傾向をみると、綿紡織工業に比べて、毛織、絹織工業が小規模であること、電気、電話、マッチ、食品加工、繊維加工などは中・小規模であるが、その数は年をおって増加し、広範な需要が推測されること、製粉、製塩業は全体的には中規模なものが多いが、その中から僅かではあるが、より規模の大きい企業がうまれてきていること等が看取できる。

第三は、その企業形態についてである。第1表から明らかなように、株式会社の形ものが80%で大部分をしめる。従って、この時期の企業の問題とは、換言すれば「股份有限公司」の問題である。そして、そうであるならば、株式市場が未発達な中で、この形態を採ることがもつ意味や、この形態の企業の実際のあり方については、何よりもまず明らかにされなければならないであろう。本稿において、「公司条例」をとりあげ、株式会社形態の企業の経営の問題点を考察するのは、まさにこの点を重視した故にほかならない。

第四は、企業が設立された地域についてである。第4表、及び登記資料から明らかなことは、第一には企業分野に地域的な偏りがみられることである。例えば、毛織物、鉄、石炭、製粉、製油などにかかわる企業は北に多く、絹織物は南に多い。これは原料との関係によるものと思われる。同じく表からみてとれる第二の傾向は、企業が都市に集中していることである。表の分類は省別に示しているが、その内容を詳細にみるならば、企業の多くが、各省の中でも特に、哈爾浜、長春、営口、通化、武昌、漢口、済南、無錫、蘇州、南昌、九江、南通、南京、宝山等に設けられたことがわかる。そして、表に示した北京、

天津、上海はその傾向が特に著しく、数のみならず規模もまた大きい。なかでも上海は圧倒的な発展ぶりを示し、業種も極めて多様である。他方、小規模企業の割合が高い省にも2種類があって、その一は企業そのものがなお少ない陝西、甘肅、熱河、察哈爾、貴州等であり、その二は企業数は多いが、規模が小さい江蘇、浙江、湖北、福建、江西など南の省である。

さて、以上は登記資料から判明する北洋政府時期の企業状況の全体像である。このほか詳細にみるならば、同資料からは、株主としての日本人の参加状況、主要な政府官僚の参加状況、同一資本団による各種企業への投資状況などの大よそが明らかとなる。しかし本稿は、同時期の全般的傾向の検証と、その因ってきた問題点の指摘を目的としているところから、それらの諸点は今後の課題とし、ここでは1920年代の企業の動向について、更に論をすすめることとする。

Ⅱ. 北洋政府時期企業の問題点

1920年代にはいって、2・3年が過ぎた時、設立された企業の数が増え頭打ちとなり、規模も縮小傾向を示すようになったことについては、既に述べたところである。本来であれば、この時は、諸産業とも10年代からの発展を基盤に、さらにより高く飛躍すべきときであった。それがこのように足踏み状態となった理由は何であろうか。この点についての、従来からの主たる見解は、1. 国内政局の混乱とたび重なる戦乱、2. 製品に対する関税、釐金などの重い負担、3. 封建勢力の割拠と商品流通への影響、のように外的状況の指摘を中心としたものであった⁸⁾。しかし、そのなかには、その原因の一つを「経営の問題」あるいは「工業界自体の問題」として、企業経営のあり方そのものにも目を向けるものがあり、また近年も企業の経営観念や工場の管理技術、生産規模の選択や労働力の配置などについて問題の所在を指摘し、近代中国における企業の発展を何が阻害してきたのかを総合的に把握しようとする方向が示されてきている⁹⁾。

そこで、本稿もまた、先に見たような広範且つ多数の企業が、必ずしもそのまま順調に発展し得なかった事態に着目して、それを企業活動をめぐる法制を手がかりとしつつ究明してみたいと考える。そのために本稿は、北洋政府時期の「公司条例」と国民政府時期の「公司法」とを比較検討するという方法をとる。その理由は以下の通りである。

1：法制に着目する理由、「公司条例」と「公司法」¹⁰⁾

先に述べたように、1914年1月に公布され、同年9月から実施された「公司条例」(251ヶ条)は、1923年5月に3ヶ条の改定が行われたほかは、一貫して、北洋政府時期の企業活動の基本を定めた法となった。だがこれは、1929年12月に国民政府令によって「公司法」が公布されると、その使命を終えることとなった。しかしながら両法令は、ともに近代中国の会社法であり、系譜的にみれば、直接的には日本の、間接的にはヨーロッパ各国の会社法体系から影響を受け、考え方の基盤は同じであったから、基本的なところは引き継がれたものといえる。にも拘らず、この両法令の間では、幾つかの面について注目すべき改定が行われた。

では、何故そうした改定が行われたのであろうか。一つには、当時の時代背景からみて、いわゆる会社法の改定が世界的な趨勢であったことがあげられる。だがしかし、中国においては、他にもまして改定への要請が強かったと言われている。それは、政治的变化によるところに加えて、それまで効力をもってきた「公司条例」が企業の発展にとって、やはり何らかの欠陥をもつものであると認識されたからに他ならない。従って、「公司条例」を「公司法」へと改定した意欲の根底には、国民政府が意図した対企業政策を示すという目的に加えて、何よりも「積年の弊を除去する」¹¹⁾ という北洋政府時期の企業のあり方への批判と反省があり、個々の改定についても、それまでの弱点の克服や、現実が生じていた問題への対処が主要な目的となっていたとみることができる。従って両法令を比較したとき、そこで改定されている部分とは、企業活動の基本について北洋政府と国民政府との考え方が異なっていた部分と、もうひとつ現実に何らかの見過ごし難い問題点があった部分であると言い得よう。この観点に立つが故に、本稿においては、先ず「公司法」の改定点を抽出し、その特徴を検討して、改定部分が物語る問題点を明らかにしてから、それが確かに当時の企業に内在する問題点であったのか否かを検証するために、具体的な一公司の実際を取り上げてみたいと思う。そこには、一時期にとどまらない近代中国の資本主義の問題点も含まれていようと考えられる。

2：「公司法」の改定点

「公司条例」から「公司法」へと改定された部分について、用語上の修正や削除、あるいは手続き事項の改定等を除いて、実質的な内容をもつ事項、即ち改定の中心点ともいうべきところを通観してみるならば、先ず注目される場所は、その改定の核心部分が、株式会社に関する条項について行われているということである。その理由は、先ず第一に、株式会社の形態が大多数であったことによるものであろう。だが、真の理由はそれだけではなく、北洋政府時期の後半に、実際に「株式会社の成績が振るわず」しかも「大規模な企業において特にその弊害が著しかった」と考えられたからであった¹²⁾。つまり、北洋政府時期の株式会社のあり方への深刻な反省から、ここにそうした面の改善に重点を置いた改定の方向が打ち出されたと考えられるのである。

では以下に、株式会社形態の企業について、「公司法」がどのような改定を行ったかを見ることとしよう。それは大別して、以下の三点に集約できると思われる。

- (1). 公司設立の条件を強化して、その後の公司の運営が安定的に行い得るようにし、加えて発起人の責任を一段と重視したこと。
- (2). 何よりも公司内部の資本の蓄積を増すことで、公司の経営基盤の強化をはかろうとしたこと。
- (3). 一部大株主の権限を抑えて、公司の運営に、より多数の株主の参加を認める形をとろうとしたこと、以上である。

では、この三点につき、各々両法令を対照させつつさらに詳細にみることとしよう。

- (1). 設立条件の強化について：この点については、次の三つの条項があげられよう。

- ① 第1回の払込金額の基準を高め資本総額の1/2としたこと(96条)。この点を、「公司条例」は資本総額の1/4としていた。(107条、116条)

- ② 株式引受人が払込みをしない時、催告する猶予期間を2ヶ月とし、それでも払込みが無い時には発起人が責任をもって引き受けることとしたこと(98条, 105条)。「公司章程」はその期間を1ヶ月としていた。
- ③ 発起人はその株式を、営業開始後1年間は譲渡できないとしたこと(116条)。「公司章程」には、この項に対応する規定はなかった。

さて、以上の三項は、設立段階での会社の強化を目指して行われた改定と考えられる。だがそれは、裏返していえば、北洋政府時期の会社が、設立に当って、往々実態が伴わないにも拘らず資本金について呼称上の大きさを求めていたこと、企業設立にあたって資本金が集まりにくい状況がみられたこと、資金が集まりにくいため、発起人が過大な負担を負って企業をスタートさせたこと等を示すものであろう。

(2). 公司における経済基盤の強化について：この点については、次の三つの条項があげられよう。

- ① 法定積立金の額を高めて利益の1/10としたこと(170条)。この点を「公司章程」は利益の1/20としていた。(183条)
- ② 利益の配分は、積立をした後はじめて行うこととし、利益の出なかった場合は配当を制限するとしたこと(171条)。この点については、「公司章程」は、はじめ184条で同様の趣旨を規定していた。だがこの規定に対しては、当時の実業界が強く反対し、次のように主張したということである。“商人は習慣に捉われるものであるから、株式を募集し大資本をもって営業に当らうとする場合には、官利配当をもって之を迎えなければ投資家の勇躍を見ることができない。そこで多少は変通の弁法をもって企業家の便利を図ることとせざるを得ない。従って株式会社にも、ある程度の官利を配当することを許容する必要がある・・・”¹³⁾。こうして、1915年9月には緩和策がだされ、12月大總統がこれを裁可したため、結局184条の規定は実際の効力をもち得ぬままにおわった。つまり、「公司章程」には対応する条項があったのだが、実業界からの要求によって空文化していたというわけである。
- ③ 他社への出資には制限を設けるとしたこと(11条)。この点については「公司章程」には対応する条項はなかった。

さて、以上にあげた三項は、公司そのものの経済基盤を強化することを目指して行われた改定ということができよう。こうした改定が行われたことは、当時の企業が、開業以後、着実に公積金を積むことをせず、むしろ個々の株主への利益の還元を第一とし、高配当を約束して利益誘導を行っていたこと、経営が安定し拡大するより前に他社への出資を行っていたこと、過度に他会社の事業に投資するものがあったこと、等への反省の上になるものであろう。これらの点は、従来から中国における企業経営の特質として指摘されてきたものであるが¹⁴⁾、その点のマイナス面がすでにこの時代から認識されていたことがわかるのである。

(3). 運営に関する大株主の権限の抑制について：この点については、以下の四つの条項があげられよう。

- ① 株主総会における大株主の議決権を制限すべきことを定めたこと、一人の株主が行使できる議決権は、全体の議決権の1/5までとしたこと(129条)。この点を「公司章程

例」は「制限することができる」と定めていた(145条)。だが、これは強制的規定ではなかったため、実際にそのような規制をした会社はなかった。

- ② 株主総会での通常議決には、株主総数の過半で、かつ株式総数の過半という二つの要件をみたした出席者の、その半数以上を必要とするとしたこと(128条)。「公司章程」は、単に出席株主の議決権の半分以上と定めていた(144条)。
- ③ 董事、監査役など役員の新選挙資格は、所有する株式金額の最低ラインを資本総額の3/1000(董事)、1/1000(監査役)以上としてはならないとしたこと(施行法21条)。「公司章程」にはこの規定はなかった。
- ④ 総会請求権は株式総数の1/20としたこと(133条)。「公司章程」は、1/10としていた(146条)。

さて、以上の四項は、結局会社の運営に際して、大株主の権限を抑えようとしたものと考えられる。これは、中心的な大株主の勢力が特に強かったこと、運営に当たって小株主の意向が反映されにくかったこと等の、当時の諸企業においてみられた傾向の是正を目的としたものであろう。ただこれらの点については、どちらかといえば国民政府の社会政策的理念に基づく改定という性格が強く、必ずしもそれまでの会社の問題点によるものではないと考えられる。なぜなら、大株主に対する過度の統制は、出資の阻止にもなりかねず、より多くの資本を集めることを目的とする株式会社にとっては、本来の性格と矛盾する面をもち、また128条のような二重の過半数の要求は、慎重ではあるが煩瑣であり、公司业务を停滞せしめる虞のあるものと考えられるからである。

以上から、公司法の改定に見られた上記の三つの問題点のうち、北洋政府時期の企業のあり方への批判と反省に基づく改定と思われるものは、(1)および(2)が中心であったと考えられる。ところで、ここに推定した問題点は、当時の現実の企業経営の中に、確かに存在したのであろうか。次には、その検証を目的として、具体的な会社をとりあげ、その実態を明らかにしてみなければならない。

3. 指摘された問題点の検証、天津華新紡織公司の場合

天津華新紡織公司は、1915年に発起され1919年に開業した株式会社である¹⁵⁾。発起から開業までに4年もの歳月が費やされた理由は、政治的変動の影響もさることながら、最大の問題はやはり資本金の調達が困難であったことである。同公司では、設立を前に資本金総額1000万元をうたい、その1/4である250万元を官4商6で集めるため、1917年2月に株式募集の公告を行った。そして夏までに、62件、金額にして計158万余元の株式引受けが行われた。だが1918年6月になって、設立総会を目前にし、株式の実際の払込みが緊要な事態となったにも拘らず、必要額150万元に対して、実際に集まった金額は50万余元にしかならず、そのため危機に直面した発起人たちは、周学熙が20万元を、周学輝も20万元を、王筱汀は恒豊公司からの20万元と自己資金3万元と、損も覚悟で銀行から借りうけた37万元とを負担し、かくしてやっと公司を発足させたのである。このように当時においては有力企業の代表とも言うべき華新紡織公司の場合に於てすら、公称の資本金1000万元に対して当初の資金は250万元であり、それすら、発起人が「危険を冒して」立替え払いをする事態がみられたのである¹⁶⁾。従って先の登記資料も、各公司の実際の資本金につい

では、平均的にみて記載の1/4ほどの金額が、最もよく設立時の実態を反映している数値と読むべきであろう。

次に資金が集めにくい事態については、華新紡織公司の場合は、第一期の成績が良好であって多額の配当が実現できたため、1919年4月には、それまで「見向きもしなかった」人たちが、こぞって株式を求めてくるようになり、立替払いの分につき全ての名義の変更が行われた¹⁷⁾。法の改定にあたって重視された“資本金の充実”の背景には、このような、危険を避け安全を求める株主たちの貨殖主義的行動が、広く存在していたと考えられる。そしてこの点が企業発展の大きな障害と認識され、先述のような設立条件の強化についての改定が行われたと思われるのである。

次はこうして会社が成立した後の経営状況についてである。この点を考察するために、華新紡織公司天津工場の毎期ごとの「営業概要」をみると、その営業状況と利益配分は第5表のようであった¹⁸⁾。

この表からみる限り、会社の営業成績は、第一期は好調なすべりだしをみせ、第二期は最高の利益をあげ、第三期も順調であったが、第四期からは下降線をたどりはじめ、第五期は更に減速し、第六期にはやや持ち直したものの、第七期からは業績が急速に悪化し、第八期も同様で、第九期に至っては遂にマイナスとなった、という経緯であったことがわかる。しかし、この間減価償却と積立ては、「公司章程」の規定どおり利益の5%とされたため（機械の減価償却は四期まで10%）、業績の悪化、利益の減少と共にその額は年々低下した。ところが、表から明らかなように、これとは対照的に株主配当は一貫して高い水準を保ち続けた。それは株主配当が、利益の如何に拘らず、出資額に対して8%と約束されていたため、そのため株主配当の利益に対する割合は、業績悪化に反比例して年々高率になったのである。すなわち、一期は25%、二期は11%、三期は15%、四期は17%、五期は25%、六期も25%、七期は70%、八期は84%である。ここからは後半特に七期以降、株主配当が企業経営のなかで極めて重い負担となっていたことがわかるのである。更に表からも明らかなように、会社は利益の10/18を株主余利として、また1/18を株主利息として配分した。こうした個別株主への配分の多さと、会社自体の内部蓄積の不足とは、企業が基盤をかため、発展するうえで大きな阻害要因であったことを示すものである。そしてこれが、「公司法」改定の主要な部分であることが明らかになったことによって、まさにこの点こそが華新紡織公司のみにとどまらず、北洋政府時期の企業の多くに共通する問題点であったことが判明するのである。

第5表 華新紡織公司各期営業状況 (1919-1927)

(単位. 元)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
営業収入	514647.75	4728123.75	4332917.82	4487978.21	5060954.71	5418863.01			
各種支出	409819.48	3352106.90	3267655.60	3589970.29	4386542.00	4669705.56			
前年度からの繰越し		2501.00	1532.33	9912.49	7598.63	14655.86	14745.46	20713.00	27628.00
利益1	104828.27	1378517.85	1066794.55	907920.41	682011.34	763813.37	276165.00	231941.00	-88312.00
開設経費		85607.87							
減価償却(機械)	7908.79	97953.15	91626.40	87019.47	77297.34	50471.47			
〃〃(家屋)	5028.84	32402.93	32329.42	32708.25	32133.55	32970.88	48679.00		
〃〃(家具)	77.27	1026.82	1086.64	1273.71	1459.05	1195.63			
利益2	91813.37	1161527.20	941752.00	786919.00	604714.00	679175.39	227486.00	231941.00	-60684.00
積立金	4590.67	58076.35	47087.60	39345.95	30233.69	33958.77	11374.30	?	?
株主配当	26810.66	160864.00	160864.00	160864.00	172241.34	193709.16	193752.00	193752.00	121095.00
次期繰越し	2501.00	1532.33	9912.49	7598.63	14655.86	15745.46	20713.00	27628.00	?
利益3	57911.04	941054.57	723888.00	579110.40	387543.06	435762.00	1646.70		
株主余利	32172.80	522808.09	402160.00	321728.00	215301.68	242090.00	914.83		
同利息	3217.28	52280.81	40216.00	32172.80	21530.17	24209.00	91.48		
役員賞与	9651.84	156842.42	120648.00	96518.40	64590.50	72627.00	274.44		
事務員賞与	12869.12	209123.25	160864.00	128698.20	86120.67	96386.00	365.92		

もう一点、「公司法」のなかで、経営状況にかかわるものとして改定されたところは、他社への出資についてであった。この点について華新紡織公司の場合をみると、それは以下のような状況であった¹⁹⁾。

華新紡織公司の他企業への投資状況

第一期	なし		
第二期	中国実業銀行	1 万元	興華棉業公司
	保険暫記	2 万687 元	2 万元
第三期	中国実業銀行	1 万元	興華棉業公司
	保険暫記	2 万5266元	上海維大公司
第四期	中国実業銀行	1 万元	興華棉業公司
	保険暫記	2 万4195元	上海維大公司
	中国紡織機器製造廠	200 元	2066元
第五期	中国実業銀行	1 万元	興華棉業公司
	保険暫記	2 万4195元	上海維大公司
	上海鉄工廠	2000元	華新銀号
	唐廠	10万元	衛廠
第六期	中国実業銀行	1 万元	興華棉業公司
	保険暫記	2 万5720元	上海維大公司
	上海鉄工廠	2000元	華新銀号
	唐廠	10万元	衛廠
			2 万1600元
			2066元
			4 万元
			9 万元
			2 万1600元
			2066元
			4 万元
			9 万元

これらの金額は多いものとは言えないが、出資状況の傾向を示すものと考えられる。このように一企業がそれ自体で発展するより、関係企業間で互いに投資しあうやり方は、危険の分散をはかるといって、この時期にも続いていた中国における伝統的な企業経営の特徴を示すものであるといえよう。

さて以上が、華新紡織公司の実態によって、先に指摘された問題点を検証したものである。この例からは、「公司条例」から「公司法」への改定点が、まさしく北洋政府時期の企業の問題点であったということを見て取ることができる。そして、企業自体がもっていたこうした経営状況が、外的な経営環境に加えて、20年代の企業の飛翔を阻んだ要因であったと考えることができる。そこで最後に、こうしてひとまず検証された問題点を、一公司の実例にとどめないために、もう一度先の登記資料にもどり、そこから判明する事実をもって補充することとした。

Ⅲ. 北洋政府時期企業の増資

「公司条例」の改定動向を手がかりとして、ここに提起した北洋政府時期企業の問題点について、これを十分実証しようとするならば、それは一公司にとどまらない、さらに数多くの企業の経営実態をもってすることが求められるであろう。しかし、現在のところそれは、史料の点からも不可能であると言わざるを得ない。そこで、ここでは、先の登記資料によって知ることができる企業の増資の状況を取り上げ、検証の一部として考察するこ

としたい。

さて、この時期の企業について、増資の状況が判明する理由は、「公司条例」208条の規定によって、増資もまた登記すべき要件と定められているからであった。そのため、先の1500近い企業についても、この期間内に増資を行ったものの実数が把握され得るのである。それは、全体の4.9%にあたる以下の72の公司であった²⁰⁾。

北洋政府時期企業の増資状況

(単位. 元)

	開設年	資本金(登記年)	第一次増資	第二次増資
商務印書館	1897	2000000(1914.6)	3000000(1920.8)	5000000(1922.8)
京師華商電灯	1904	1800000(1914.8)	6000000(1923.12)	
和豊紡織	1905		900000(1920.3)	
楊子機器製造	1907	1499250(1916.3)		
浙江興業銀行	1908	1000000(1916.3)	2500000(1921.8)	
寧紹商輪	1909		1500000(1918.11)	
福州電気	1910		1200000(1917.12)	
荣昌火柴	1911	50000(1913.1)	150000(1916.9)	400000(1920.10)
宜昌均益事業	1911	37400(1916.1)	45000(1920.1)	
京師自來水	1911		5000000(1921.9)	
無錫電話	1911		250000(1922.11)	
中華新裕輪船	1912	5000(1917.6)	10000(1919.10)	
緯成絲呢	1912	20000(1912.12)	400000(1917.11)	3000000(1924.7)
中華捷運	1912	167050(1913.7)	200000(1920.6)	
中華書局	1913	1000000(1914.7)	1958500(1920.1)	
武進振生電灯	1913	100000(1914.10)	400000(1921.12)	
佛山光華電灯	1913	300000(1917.3)	350000(1921.7)	
江都振明電灯	1913	100000(1917.12)	320000(1919.7)	
金星水火保險	1914	1000000(1914.4)	1200000(1920.3)	
武進電話	1914	10000(1914.7)	40000(1920.2)	
嘉興通利電話	1914	18000(1915.3)	24000(1919.8)	
永濟火磨	1914	120000(1915.5)	240000(1923.11)	
光華火柴	1914	100000(1915.10)	200000(1919.1)	
久大精塩	1914	50000(1915.12)	150000(1917.8)	500000(1919.11)
〃 (第三次, 第四次)			1600000(1921.10)	2500000(1925.9)
三北輪埠	1914	200000(1916.4)	1000000(1918.3)	2000000(1920.1)
煙台生明電灯	1914	100000(1915.8)	300000(1918.7)	600000(1924.8)
福新第二面粉	1914		300000(1918.8)	
濟南電話	1915	100000(1915.7)	400000(1920.3)	
大豊南醬	1915	20000(1915.11)	30000(1916.4)	
振興輪船	1915	60000(1917.2)	110000(1921.5)	

寿星面粉	1915	250000(1917.8)	300000(1921.7)	
天津裕元紡織	1915	2000000(1918.4)	3600000(1920.4)	7200000(1922.11)
中西大藥房	1915	40000(1918.10)		
大興水利	1915	4000(1916.2)	? (1922.10)	
三友實業社	1915	8400(1915.11)	30000(1917.3)	200000(1918.8)
泉州電灯	1915	50000(1916.11)	100000(1918.1)	
鴻裕紡織	1916	899550(1916.8)	2698650(1921.8)	
吳興電話	1916	10000(1916.9)	30000(1918.9)	
中和人壽生命保險	1916	10000000(1917.1)	10000000(1920.3)	
広勤紡織	1916	700000(1917.1)	1000000(1921.12)	
申新紡織	1916	300000(1918.8)	3000000(1922.7)	
永春水力電灯	1917	50000(1917.12)	70000(1918.4)	
濱江電話	1917	120000(1919.2)	240000(1922.12)	
太倉電話	1918	10000(1918.7)	12000(1922.9)	
北京証券交易所	1918	500000(1918.7)	1000000(1922.1)	
啓明染綫	1918	100000(1918.8)	300000(1920.5)	
南洋兄弟煙草	1918	5000000(1918.10)	15000000(1920.11)	
家庭工業社	1918	9000(1919.4)	10000(1919.8)	100000(1920.9)
〃 (第三次)			490000(1922.9)	
鴻安商輪	1918	450000(1919.7)	1000000(1919.8)	
吉林耀華濱慶記電灯	1918	500000(1919.3)	2000000(1923.5)	
大豐煤鉍	1919	260000(1919.3)	520000(1919.12)	
鄱樂煤鉍	1919	1000000(1919.6)	6000000(1920.2)	
豫豐紡織	1919	749625(1919.12)	2000000(1922.12)	
大中華紡織	1919	1799120(1920.6)	4497750(1923.9)	
中華工業	1919	50000(1919.11)	500000(1923.10)	
大通紡織	1920	640000(1920.6)	800000(1927.1)	
華盛紙版	1920	300000(1921.9)	800000(1925.11)	
華豐紡織	1920	1499250(1920.11)	2998500(1922.10)	
大豐機器面粉	1920	500000(1921.3)	1000000(1924.4)	
上海商業儲蓄銀行	1920	1000000(1921.8)	2500000(1921.12)	
吉州電灯	1920	60000(1922.6)	100000(1924.7)	
上海統益紡織	1920		1800000(1922.10)	
泰山磚瓦	1921		1000000(1922.9))	
祥新面粉	1921	300000(1921.6)	500000(1923.10)	
天津耀華玻璃	1922	1200000(1922.12)	1700000(1923.12)	
上海競新手帕廠	1924	10000(1926)	250000(1927.3)	
華商煙草	1925		600000(1927.11)	

振華油漆	299850(1925.6)
新灌墾植	200000(1925.6)
和順典当	250000(1925.7)
九江映盧電灯	200000(1925.9)
黒河恒曜電灯	230000(1926.1)

以上、72会社の増資について列記したが、この時期に増資することがどのような意味を持つものであったのかは、このような増資の事実がわかるだけの登記資料のみでは確言することはできない。しかし、現在とは異なり、この時代は、他に有効な融資機関が少なく、株式会社形態をとること自体が資金の集積のためであったことを考えるならば、増資は実際に事業を拡大するにあたって、必要不可欠な方法であったと言える。また、「公司条例」第200条によって、“資本金の金額が実際に全額払い込まれて、はじめて増資が可能である”と定められているところからみれば、少なくとも増資した企業は、企業基盤の強化をはかるといふ意志と実態を備えていたといふことはできよう。それが、以上の72会社であったこと（この期間内に1回増資を行ったものが58会社、2回が8会社、3回以上が2会社、回数を特定できないものが4会社）、またそれが行われた時期が1918年から22年の間が多く、その後は少なくなっていること、増資した会社の設立時の資本金額についてみると、上位企業ではあっても、2/3が資本金10万元から100万元の資本金の会社であり特大の企業ではないこと、増資の結果をみると、9割が10万元以上のものとなり、4割をこえる会社が100万元を超える企業となったこと等が判明し、そうした会社が4.9%であったことは、この時期の企業の発展の限界を思わせるものである。そして、その重要な要因として、改めて本稿に明らかにした企業内経営の問題点が問われると考えるのである。

以上本稿は、北洋政府時期に設立された企業の登記資料を使って、この間の企業の全体像と、その経営にみられた問題点とを考察した。そこで明らかになったものは、既に随処に記したとおりであり、ここでは敢えて繰り返さない。だが、上記の問題を取り上げた理由は、大きく言えば、中国の経済発展を促してきた要因と阻んできた要因とを問うものであり、それを北洋政府時期に即して言えば、同時期前半に活発な企業の設立と活動がみられながら、後半に、何故、さらなる活動の展開が見られなかったのかを問うものである。そして本稿は、まず法制を手がかりとして視点を定めることにより、主としてそれを企業経営の内部に求めてみた。従って今後に残された問題は、こうした経営内部の問題を更に精査することであり、同時にこれを外的な政治情勢や経済環境と総合させて考えていくことであろう。

以上

注

- 1) 第1表—第4表については、後述する「農商部布告」(『政府公報』1912—27所収)及び沈家五「北洋時期工商企業統計表」(『近代史資料』58 1985)により作成。但し、事項毎に記載の無い部分があるため各表ごとの全数は一致しない。
- 2) 沈家五氏は、農商部統計によって、この間に登記された企業数は1627としている。だが、ここでは実際の企業名の判明するものに限定した。
- 3) 本稿において使用した「公司条例」及び注冊規則は、『東方雜誌』第10巻第8号所収のもの。また日本語は満鉄調査資料第7編、満州鉄道株式会社調査課『公司条例』を使用。
- 4) 清末期の工商業に関する法規については、『清国行政法』第2巻参照。実業振興と法制との関係については、許滌新、呉承明『旧民主主義革命時期的中国資本主義』(中国資本主義發展史 第2巻 1990 人民出版社)、『中華民國經濟發展史』第一冊(1983 近代中国出版社)等参照。尚、本稿において使用した『政府公報』は、中国第二歴史檔案館整理編修、上海書店出版の影印本である。
- 5) 特に、1912—13年の間については股東の項、1924年以降については公司の開設年月の項、1925年分については資本額の項が不備である。従ってこの間については、各々おおよその傾向を知るにとどめなければならない。
- 6) 沈家五氏は既述のごとく『政府公報』『農商公報』等によって当表を作成された。本稿は、その多くを当表に負っている。特に資本金については、公司により銅錢、銅元で登記されているため、その銀元への換算は全て当表に依拠した。但し、年月、注冊理由、公司形態、資本金などの項で、『政府公報』の記載と違いがみられる部分については、『政府公報』の記載によった。
- 7) 表の作成に当たって使用した資料については注1参照。以下の表の読み方に関する本稿の記述については、龔駿『中国新工業發展史大綱』(民国24 商務印書館、日本語は中山五郎『支那近代工業發展史』1942 生活社)、許滌新、呉承明前掲書、安原美佐雄『支那の工業と原料』(大正8)、清川雪彦「中国綿工業技術の發展過程における在華紡の意義」(『經濟研究』25—3 1974)、久保亨『中国經濟100年のあゆみ』(1991 創研出版)等を参照。
- 8) このような観点については龔駿前掲書、沈家五「從農商部注冊看北洋時期民族資本的發展」(『歴史档案』1984. 4)、胡敬修「中国工商業不振之癥結」(『上海總商會月報』6—6 1926)等参照。
- 9) この見解については、龔駿前掲書、胡敬修前掲論文、清川前掲論文、久保亨「近代中国棉業の地帯構造と経営類型」(『土地制度史学』113 1986)、菊池敏夫「中国資本紡績業の企業と経営——1920年代の永安紡織印染公司について」(『近きに在りて』13 1988)等参照。
- 10) 「公司法」については、王効文編『公司法』(1936 商務印書館)、田中耕太郎 鈴木竹雄『中華民國会社法』(1933 中華民國法制研究会)参照。特に後者は同法の解説書であり、日本の会社法との比較や「公司条例」との対照等を行っているところから、本稿は公司条例にかかわる法解釈などの点で多くを参照した。
- 11) 田中・鈴木前掲書 164頁。
- 12) 同上 163頁。なおこの考え方は、龔駿前掲書、胡敬修前掲論文にも見られる。

- 13) 同上 343頁.
- 14) この点については、すでに村松裕次氏が『中国経済の社会態制』(1949 東洋経済新報社)において指摘し、近年は清川氏らが言及している。
- 15) 同会社の設立については、拙稿「天津華新紡織会社の設立について——北洋政府時期における民族産業の形成過程」(『放送大学研究年報』7 1990) 参照。
- 16) 王筱汀『工商実歴』1918年6月20日の条参照。
- 17) 同上 1919年4月10日の条参照。
- 18) 「華新紡織有限公司津廠第一屆帳略」から「同第六屆帳略」までに示された各営業概要及び方顕廷『中国之棉紡織業』(1934 商務印書館)の丙廠之損益表、丙廠之資産負債対照表により作成。第8期、第9期の空欄は金額に不明確なところがあるため。なお積立金は利益2の5%、株主配当は出資金の8%、株主余利は利益3の10/18、利息は同1/18、役員賞与は同3/18、事務員賞与は同4/18である。
- 19) 「華新紡織有限公司津廠第一屆帳略」及びその後の各期の「帳略」による。
- 20) 注1. に同じ。

本稿は、1991年5月、中華人民共和国天津市で開催された「周学熙実業集団与中国近代化国際学術討論会」に於る報告に加筆修正したものである。その際、御意見、御教示を下された方々に感謝申しあげる次第である。

(平成3年12月10日受理)